

令和8年10月1日

## ハラスメント防止に関する基本方針

社会福祉法人周南市社会福祉事業団

理事長 岩崎 哲司

社会福祉法人周南市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、すべての職員が互いの人格と尊厳を尊重し、安心して働くことのできる職場環境をつくること、質の高い福祉サービスを提供するための大切な基盤であると考えています。事業団は、職場におけるハラスメントを許しません。

事業団は、職員間のハラスメントだけでなく、利用者・ご家族・関係者等から職員に対して行われるカスタマーハラスメントや、採用活動・インターンシップ・実習等における求職者等へのハラスメントについても、適切な防止及び対応に取り組みます。

### 1 当法人が禁止するハラスメント

事業団は、次のようなハラスメントを禁止します

- (1) パワーハラスメント
- (2) セクシュアルハラスメント
- (3) 妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント
- (4) 求職者等に対するセクシュアルハラスメント及び就活ハラスメント
- (5) 利用者・ご家族・関係者等からのカスタマーハラスメント
- (6) その他、相手の人格や尊厳を傷つけ、就業環境等を害するハラスメント

職員一人ひとりが、相手の立場や人格を尊重し、自らがハラスメントの行為者とならないよう十分に注意してください。

### 2 カスタマーハラスメントから職員を守ります

利用者・ご家族・関係者等からの正当なご意見、ご要望、苦情等については、これまでどおり真摯に受け止め、誠実に対応します。

一方、暴力、暴言、脅迫、人格を否定するような言動、長時間又は執拗な要求、過度な謝罪の要求、職員へのセクシュアルハラスメント、SNS等による誹謗中傷その他社会通念上許容される範囲を超える言動により、職員の就業環境が害される場合には、カスタマーハラスメントとして組織的に対応します。

職員がカスタマーハラスメントを受け、又は受けるおそれがある場合には、一人で抱え込まず、速やかに上司、施設長又は相談窓口へ相談してください。

事業団は、職員の安全及び心身の健康を確保するため、必要に応じて複数職員での対応、担当者の変更、対応方法の変更、関係機関との連携、警察への通報、弁護士等への相談その他必要な措置を講じます。

### 3 利用者等への適切な対応も大切にします

当法人は職員をハラスメントから守ると同時に、利用者・ご家族その他の関係者の人格と尊厳も尊重します。

職員は、利用者等から不適切な言動を受けた場合であっても、感情的・威圧的な対応、人格を否定する言動その他相手の尊厳を損なう行為を行ってはなりません。

### 4 採用活動等におけるハラスメントも禁止します

採用面接、職場見学、インターンシップ、実習その他採用・求職活動等に関わる場面において、求職者等に対する性的な言動や、採用上の立場を利用した不適切な言動を行ってはなりません。

また、他の事業主等への就職活動を終了するよう強要することなど、求職者等の自由な就職活動を不当に妨げる行為も行わないものとします。

### 5 相談窓口を設置します

ハラスメントに関する相談窓口を各施設及び法人事務局に設置します。

ハラスメントが実際に発生している場合だけでなく、「ハラスメントかどうか分からない」「このままでは問題になりそうだ」「同僚が困っているように見える」といった段階でも相談することができます。

相談者、行為者その他関係者のプライバシーは適切に保護します。また、相談したこと、事実確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いをすることはありません。

### 6 法人として継続的に取り組みます

事業団は、ハラスメント防止に関する研修及び周知を行うとともに、ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ適切に事実確認及び対応を行い、必要な再発防止措置を講じます。

職員一人ひとりが安心して働くことのできる職場は、利用者の皆様に安心してサービスをご利用いただくためにも欠かすことができません。

互いの人格と尊厳を尊重し、誰もが安心して働き、安心してサービスを利用できる環境づくりに、法人全体で取り組んでいきます。

### 7 基本方針の周知

事業団は、本方針を全職員に周知するとともに、必要に応じて研修等を実施し、ハラスメントのない職場づくりを推進します。